

宮城地方最低賃金審議会

宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿

令和3年9月10日任命

定数 9名	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	3名 3名 3名	任期	専門部会を廃止 するまでの間
委員	: 部会長 : 部会長代理			
	氏名 職名等			
	《公益を代表する委員》			
	くま がい まさ ひろ 熊 谷 真 宏		公認会計士	
	ない とう ちか こ 内 藤 千香子		弁護士	
	やな い まさ や 柳 井 雅 也		東北学院大学教授	
	《労働者を代表する委員》			
	あ そう う きょう 阿 相 有 恭		東北特殊鋼労働組合書記長	
	いけ だ よし かず 池 田 仁 和		JFEスチール仙台労働組合副執行委員長	
	さ の けん 佐 野 研		JAM南東北宮城県連絡会事務局長	
	《使用者を代表する委員》			
	いた ばし ひろ あき 板 橋 弘 昭		東北特殊鋼株式会社取締役執行委員	
	おお うち ひとし 大 内 仁		宮城県中小企業団体中央会専務理事	
	やま した しん じ 山 下 真 司		JFEスチール株式会社総務部総務室長	

注．委員の配列は五十音順による。

宮城地方最低賃金審議会

宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程（案）

令和 3 年 6 月 2 9 日改正

（目的）

第1条 宮城地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）及び最低賃金審議会令（昭和 3 4 年政令第 1 6 3 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第3条 専門部会の委員の数は、9 人とする。

（会議の招集）

第 4 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、宮城労働局長（以下「局長」という。）又は 3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第 5 条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

（会議の議事）

第 6 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第7条 会議は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（報告）

第9条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、宮城地方最低賃金審議会に報告するものとする。

（専門部会の廃止）

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する意義の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

（施行期日）

この規程は、令和 年 月 日から施行する。